

医政地発0329第6号
令和6年3月29日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（ 公 印 省 略 ）

日本DMAT活動要領の一部改正について

平素より、災害・感染症医療対策に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、災害発生時及び新興感染症発生まん延時において、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の活動をより効果的にすることを目的として、下記の内容について、日本DMAT検討委員会において検討が行われました。

当該検討結果を踏まえ、「日本DMAT活動要領について」（平成18年4月7日医政指発第0407001号）に基づく「日本DMAT活動要領」を別添のとおり改正し、令和6年4月1日より適用することといたしましたので、通知いたします。

貴職におかれては、これを十分御了知の上、管下のDMAT指定医療機関等に対し周知をお願いします。

記

（主な改正事項）

- ① 感染症の予防及び感染症法の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）により改正される感染症法・医療法の施行に伴うDMAT指定医療機関の見直し、災害・感染症医療業務従事者の位置づけ及び費用支弁の変更
- ② 保健医療福祉調整本部の名称の改正に伴う変更